

上下水道フェスティバル

上下水道への理解と関心を高めていただくため、本年は内容をリニューアルし、信州中野環境祭と合わせて開催します。さまざまな企画を用意し、皆さんのお越しをお待ちしています。

- 期日 9月25日(日)
 時間 午前10時～午後3時
 会場 市民会館 ※環境祭の会場内です。
 内容(予定)
 ○下水道ビデオ上映
 ○パネルなどの展示
 ○涌井の美味しい水配給
 ※ポリタンク・ペットボトルなどお持ちください。
 ○体験コーナー
 ○無料コーナー(綿あめ、ヨーヨー風船など)



昨年の様子

問い合わせ先
 市役所上下水道課監理係
 ☎(22)2111 (内線378)

水道メーターの検針 上下水道料金のお支払い

にご協力ください

上下水道料金は、使用された水量に応じて、料金をお支払いいただくことになっていきます。そのため、市では2カ月に一度、市で委託した検針員が各ご家庭に伺い、水道メーターなどを検針して上下水道料金を請求します。

検針にご協力ください

水道メーターの検針は、検針月の1日から8日の間に行いますので、次の点にご協力

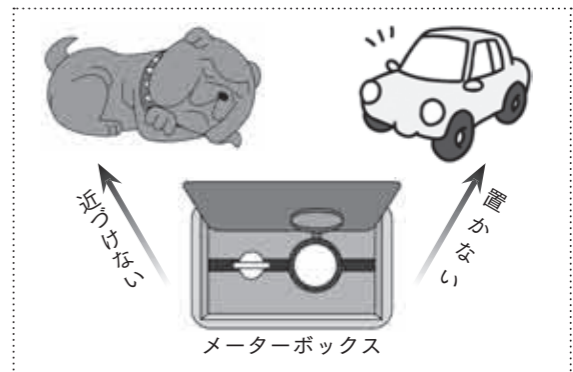
- ①メーターボックスの上に、車や物を置かないようにしてください。
- ②犬などは、出入口や水道メーターから離れた場所におつなぎください。
- ③メーターボックスの上や中に土、泥、水などが入り込まないようにし、メーターボックスはきれいにしておいてください。

①②③などの理由によりメーターを検針できない場合は、認定水量(過去の使用量を参考にして決める水量)で検針したものと見なし、お知らせします。検針の結果は、「使用水量のお知らせ」をポストなどに入れておきますので、ご確認ください。

上下水道料金について

上下水道料金は、検針した月の28日までにお支払いいただくことになっています。

上下水道課からお送りする納入通知書により金融機関、コンビニエンスストアなどで



現金でお支払いただくか、口座振替にてお支払ください。現在、現金でお支払いいただいている方には、便利な口座振替をお勧めしています。お手続きは、市内金融機関または、上下水道課の窓口にあります専用紙の申込用紙にてお願いします。

水道料金などを滞納されると、水道の給水を停止する場合がありますので、納め忘れないようご注意ください。

問い合わせ先
 市役所上下水道課営業係
 ☎(22)2111 (内線284)

「国民健康保険被保険者証」が新しくなります

新しい保険証を加入者世帯の世帯主に9月下旬に郵送します。

ただし、国民健康保険税に滞納がある場合には郵送できない場合があります。

保険税を滞納している世帯には、保険証は送付せずに、市役所に来庁いただき、納税相談の上、交付する場合があります。

新しい保険証(一般用が空色、退職用は桃色)は、10月1日から使用できます。

また、医療機関を受診するときは、必ず持参してください。70歳以上75歳未満の方は、保険証と高齢受給者証(緑色)をあわせて医療機関へ持参してください。

「後期高齢者医療保険証」(橙色)を郵送してあります。古い保険証は、10月1日以降に各自で破棄するなど処分してください。

問い合わせ先
 市役所福祉課国保医療係
 ☎(22)2111 (内線296)
 豊田支所地域振興課市民生活係
 ☎(38)3111 (内線131)

【届いた保険証の確認】

記載内容を確認していただき、次の項目に該当する方は、必ず、市役所市民課または豊田支所地域振興課へ届け出してください。

| こんなとき | 届け出(代理可) | 必要なもの |
|------------------------------|--|---|
| 勤務先の健康保険証を持っているのに保険証が送られてきた。 | 国民健康保険を離脱する届け出がされておらず、国民健康保険にも加入していることになるため、届け出が必要になります。 | ・勤務先の保険証 ・国民健康保険証 ・印鑑 ・身分証明書など |
| 会社などを退職しているのに保険証が送られてこない。 | 国民健康保険への加入の手続きがされていない場合は、保険証が送られませんので、届け出が必要になります。 | ・勤められていた会社からの健康保険離脱証明書など ・印鑑 ・身分証明書など(※1) |

※1)60歳以上65歳以下の方で退職などされ、年金証書をお持ちの方は年金証書が必要です。

【国民健康保険税の納入について】

保険税は1世帯ごと「世帯主」が納税義務者となり課税されます。保険税納入通知書に記載されている納期限までに納入をお願いします。口座振替の方は、口座残高の確認をお願いします。

子宮頸がん予防ワクチン

接種費用を助成しています

子宮頸がん予防ワクチンの接種(計3回・任意接種)については、既に対象者の皆さんに予診票・接種済証などをお送りしましたが、接種(自己負担なし)を希望される方は、計3回の接種が本年度内に完了するようお早めに1回目の接種をしてください。

高校2年生相当の女子の方(平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)

1回目の接種が9月30日金を過ぎた場合には、助成対象者とはなりませんのでご注意ください。

中学校1年生から3年生および高校1年生相当の女子の方(平成7年4月2日～平成11年4月1日生まれ)

1回目の接種が9月30日金を過ぎた場合でも、平成24年3月31日(土)までは助成対象者となりますが、平成24年4月1日(日)以降の接種は、助成対象(自己負担なし)とはなりませんのでご注意ください。

【例】3回目の接種が助成対象とならない場合】

- ▼1回目 平成23年10月に接種：助成対象になります。
- ▼2回目 平成23年11月に接種(1回目から1カ月後)：助成対象になります。
- ▼3回目 平成24年4月に接種(2回目から5カ月後)：助成対象となります。

接種方法
 医療機関に予約の上、予診票・接種済証を持参し、保護者同伴で接種してください。

問い合わせ先
 市役所健康づくり課健康管理係
 ☎(22)2111 (内線242)

9月26日(月)発売開始

オータムジャンボ宝くじ

発売期間 9月26日(月)～10月14日(金)
 抽せん日 10月21日(金)

宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。